

いつまでも寒い日が続き、春の訪れがいつになるのかと思っていましたが、暖かい日が数日続いただけで、一斉に花々が開き、駆け足で新緑の季節がめぐってきました。厳しい冬の後には、必ず春になり、新しい生命の芽生えがみられます。日に日に鮮やかになってくる新緑を見ていますと、今も尚、冬の季節の中にある被災された方々にも、1日も早く暖かい、穏やかな春がめぐり、希望に満ちた新しい日々が訪れることを願わずにはられません。

今回は、会社を辞めた後の医療保険の手続きについてご説明させていただきます。転職のため、またはやむを得ない理由で会社を辞めた後に、行わなくてはならない手続きのひとつに医療保険の切り替えがあります。前の職場が健康保険加入で、次に勤める職場も、健康保険加入の職場に決まっている場合は、自分で手続きをおこなう必要はありません。それ以外のご自分で医療保険の切り替えをしなければなりません。

医療保険の切り替えには以下の3種類の方法があります。

健康保険の任意継続

いままでの医療保険に引き続き2年間、個人で被保険者になることができます。

条件：被保険者期間が継続して2ヶ月以上あることが必要です。

手続き方法：退職後20日以内に、本人が「健康保険任意継続被保険者資格取得申請書」を住所地の年金事務所、または所属していた健康保険組合に提出します。

保険料：会社負担がなくなりますので、保険料は退職時の2倍になります。

健康保険被保険者の被扶養者になる

ご家族が加入している健康保険に、被保険者の被扶養者として加入することができます。

条件：ご家族の被扶養者になれるかは、ご本人の前年度および、現在の収入等条件があります。ご家族の勤務される会社にきちんと確認する必要があります。

手続き方法：ご家族がお勤めの会社にご相談してください。加入が可能であれば必要書類が送られてきます。

保険料：ご家族の健康保険に加入されても、保険料は増えません。

国民健康保険に加入する

、 以外の場合は、国民健康保険加入になります。

手続き方法：お住まいになっている（住民票のある）市区町村役場の国民健康保険担当課に申請します。

持参する書類：・源泉徴収票（前年度の収入により、保険料が決定します。）

・健康保険被保険者資格喪失証明書（退職時に会社を経由し、各健康保険組合から発行してもらう、被保険者資格を失ったという証明書です。）

保険料：前年度の所得、被保険者数によって決定しますし、市区町村によって保険料の金額が異なります。

また、倒産、解雇等事業主の都合により退職された方（特定受給資格者）や、雇用期間満了等により離職された方（特定理由離職者）は、保険料が軽減されます。

この他に、会社を辞めた後の手続きとして、失業保険の受給手続き(ハローワーク)、国民年金の切り替え、税金の手続き(どちらも市区町村役場担当課)があります。

限度額適用認定証をご存知ですか

70歳未満の方は医療費が3割負担ですので、高額な費用を窓口で支払うことになります。この場合、高額療養費の手続きをしますと、支払ってから約3ヵ月後に高額療養費が戻ってきます。

すでに平成19年度より、入院に関しては、限度額適用の手続きをすると、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなりました。

そして、本年4月より、外来も限度額適用認定証を利用できるようになりました。限度額適用認定証をご利用になりますと、入院、外来共に窓口でのお支払いが自己負担限度額まで済みますし、後日の高額療養費の申請が不要になります。

限度額適用認定証の申請場所は

- ・ 国民健康保険の方:市区町村の国保担当の窓口で申請手続きをします。ご本人の保険証と、印鑑をご持参ください。その場で交付されます。
- ・ 協会けんぽの方:保険証に記載の全国健康保険協会(協会けんぽ)都道府県支部に提出します。郵送でも、お近くの年金事務所(元社会保険事務所)の窓口でも申請できます。申請から約1週間で、ご自宅または指定された住所に郵送されます。
- ・ 各健康保険組合:保険証に記載されている、各健康保険組合にお問い合わせいただくか、お勤めの会社の健康保険担当にご相談ください。申請から約1週間で、各健康保険組合から会社に送られてくる場合が多いようです。

以上、限度額適用認定証についてご説明いたしました。

何かお困りなこと、ご心配なことがございましたら、いつでも病院のソーシャルワーカーにお声をおかけください。ご相談をご希望の方は病院中央受付、または病棟師長等に、ソーシャルワーカーに相談希望とお伝えください。また、直接お電話でのご相談もお受けします。

北関東循環器病院
医療相談室・地域連携室